

10月1日から医療保険制度はこう変わります

キーワード

医療制度

10月1日から
医療保険制度が変わります
所得の多い高齢者の窓口負担が3割へ

病院などでの窓口負担割合

70歳以上の方で145万円以上の課税所得がある方が世帯にいる場合は、窓口負担割合が引き上げられます。

現在 **2割**

10月1日から **3割**



医療費の自己負担の上限額(月額)

医療費が高額になり、窓口で支払った金額が自己負担の上限額を超えた場合は、その超えた分が申請により払い戻されます。今回、その自己負担の上限額が引き上げられます。

● 医療費の自己負担の上限額

所得区分		現在		10月1日から	
未70歳の方	一定以上所得者A	139,800円 + 【医療費 - 466,000円】 × 1%		150,000円 + 【医療費 - 500,000円】 × 1%	
	一般	72,300円 + 【医療費 - 241,000円】 × 1%		80,100円 + 【医療費 - 267,000円】 × 1%	
70歳以上の方	一定以上所得者B	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
		40,200円	72,300円 + 【医療費 - 361,500円】 × 1%	44,400円	80,100円 + 【医療費 - 267,000円】 × 1%
	一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円

A 各加入者の所得から33万円を引いた金額の合計が600万円を超える方 B 課税所得が145万円以上の方が世帯に1人でもいる方
※12カ月以内に3回以上払い戻された場合、4回目以降には減額措置があります。
※税制改正に伴い、70歳以上の方で所得区分が変わる世帯を対象に、2年間の経過措置を実施します。

自己負担額の計算例～1カ月入院して、医療費に100万円掛かった場合

- 70歳未満の一定以上所得者 現在:145,140円 → 10月1日から:155,000円
- 70歳未満の一般の方 現在:79,890円 → 10月1日から:87,430円
- 70歳以上の一定以上所得者 現在:78,685円 → 10月1日から:87,430円

出産育児一時金

出産したときに、1人に付き支給される一時金が引き上げられます。



現在 **30万円**

10月1日から **35万円**

療養病床入院時の負担

70歳以上の方は、食材費のみの負担から、調理費用なども含む食費と居住費の一部負担が必要となります。

人工透析の自己負担の上限額(月額)

70歳未満の一定以上所得者*は、1万円から2万円へと、自己負担の上限額が引き上げとなります。

*各加入者の所得から33万円を引いた金額の合計が600万円を超える方

ホームページからも改正内容がご覧になります。

【国保の方】 www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/kokuho/iryu-kai.html 【老健の方】 www.city.sapporo.jp/hoken-iryu/rouken/rouken.html



「雪に負けない
サッポロづくり本部」から

地域の皆さんと市が、現状やルールなどについて理解を深め、地域の
実情に応じた除排雪について話し合いを進めています。

【詳細】 雪対策室計画課
☎211-2682